

公益社団法人岐阜県獣医師会獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程細則

1 事業の実施

公益社団法人岐阜県獣医師会（以下「獣医師会」という。）は、獣医師養成確保修学資金給付事業の実施について、獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程（平成23年4月1日付け22消安第10244号消費・安全局長通知。以下「実施規程」という。）第4の11の規定に基づき、獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程細則を以下のとおり定める。

2 給付対象者

修学資金の給付を受けることのできる者は、実施規程第4の1の規定に該当する者のうち、獣医師会と修学資金の給付に関する契約を締結した者（以下「獣医修学生」という。）とする。

3 給付額及び給付期間

修学資金の給付額及び給付期間は、実施規程第4の2の規定によるものとする。

4 獣医修学生希望者の募集

岐阜県内において産業動物を対象に診療を行う獣医師又は家畜防疫員（都道府県等において家畜の伝染病の予防又は家畜衛生の向上等に関する業務に従事する獣医師をいう。）又は岐阜県職員獣医師（以下これらを「産業動物獣医師等」という。）の確保を図るため、修学資金の給付を受けようとする者の募集を要望する団体等は、別記様式1号の「獣医修学生募集要望書」を作成し、獣医師会に提出する。

獣医師会は要望書に基づき、獣医修学生を公募する。

5 修学資金の給付申請

- （1）修学資金の給付を受けようとする者は、次の書類を添付して、別記様式2号の「獣医師養成確保修学資金給付申請書」を作成し、獣医師会に提出する。このとき、獣医師会は、当該修学資金事業の共同負担者（当該修学資金事業の修学資金の一部を負担する団体等をいう。以下同じ。）がいることを確認する。

ア 学長又は学部長の推薦書（別記様式3号）

イ 健康診断書

ウ 戸籍謄本（外国籍の獣医学生については住民票）

エ 当該学年末における学業成績証明書（当該年度の新規の大学入学者については入学許可証又は在学証明書の写し）

オ 獣医学生の父若しくは母又はこれらに代わって家計を支えている者（主たる家計支持者1人）の収入を証明する書類（市町村長が発行する前年度分の所得証明書又は源泉徴収票の写し）

- （2）修学資金の給付申請書の連帯保証人（獣医学生と連帯して、契約の条件の不履行に

より生じる獣医学生 of 債務を負担する者（自然人に限る。）をいう。以下同じ。）は、独立生計を営む成年者 2 人とし、獣医学生に父又は母があるときは、連帯保証人のうち 1 人は父又は母とする。

6 修学資金の給付者の選定及び結果の通知

獣医師会は、5 の申請を受け、県を含む診療業務等を実施する個人又は団体からなる獣医修学生選考委員会を開催し、書類選考等により給付者を選定する。

給付が決定した場合には、速やかに修学資金の給付を受けようとする者に対し、別記様式 4 号の「修学資金給付決定通知書」により修学資金の給付決定の通知を行う。

7 獣医師養成確保修学資金給付契約書の作成

6 の規定に基づき給付決定の通知後、獣医師会は、修学資金の給付の決定を受けた者との間で契約書（別添「獣医師養成確保修学資金給付契約書」）を作成することにより修学資金の条件付き給付契約を行う。

条件付き給付契約を行った場合には、契約書の写しを獣医修学生に係る共同負担者及び連帯保証人に送付する。

なお、契約書には、契約の前提となる就業等に係る条件のほか、連帯保証人、修学資金の給付月額、給付期間、極度額、契約の解除、給付の休止、給付の終了、返還、加算金、延滞利子、返還金（加算金を含む。以下同じ。）の返還金の返還免除・猶予、返還金の返還債務の履行猶予、加算金の納付免除等に関する要件を備えなければならない。

獣医修学生が未成年者であるときは、さらに契約に係る同意書（別記様式 5 号）の提出を求めるものとする。

8 修学資金の給付に要する負担

- (1) 獣医修学生への修学資金の給付額は、獣医師会が 2 分の 1 以内（ただし、1 人当たり月額 25,000 円又は月額 50,000 円（私立大学において獣医学を専攻する学生については、1 人当たり月額 90,000 円）を上限とする。）を負担し、共同負担者がその残額を負担する。

給付額は、獣医修学生、獣医師会及び共同負担者の協議により決定する。

- (2) 共同負担者は、当該事業に係る負担金について、獣医師会からの負担金請求に基づき、獣医師会が指定する振込先に納付する。

9 修学資金の給付の条件

獣医修学生は、修学資金の給付を受けるため、実施規程第 4 の 3 の規定を履行しなければならない。

10 給付契約の解除及び給付の休止並びに給付の終了について

- (1) 給付契約の解除

獣医修学生が 9 の条件に違反したとき又は (3) アに該当したときは、条件付き給付契約を解除する。

(2) 給付の休止

獣医修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の給付を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に給付された修学資金があるときは、その修学資金は、当該獣医修学生が復学した日の属する月の翌月以後の月の分として給付されたものとみなす。

また、獣医修学生が留年したときも同様とする。

(3) 給付の終了

獣医師会は、獣医修学生が次の各号の一に該当したときは、当該事由の発生した日の属する月の翌月に給付を終了する。

ア 修学資金の給付を受けることを辞退したとき。

イ 死亡したとき。

11 返還金の返還

獣医修学生が修学資金を返還しなければならなくなった場合は、実施規程第4の6の規定により実施し、別記様式6号の「獣医師養成確保修学資金の返還金等の返還請求書」を獣医修学生に送付して、修学資金及び加算金（以下返還金という。）を返還させる。

なお、獣医修学生が返還金の返還の猶予を希望する場合、獣医師会は、あらかじめ国に対して協議するものとする。

12 修学資金の返還免除

獣医修学生が返還すべき修学資金の返還の免除を要望する場合は、実施規程第4の7の規定により実施する。

13 修学資金の返還債務の履行猶予

獣医修学生が返還すべき修学資金（加算金を含む。以下同じ。）の返還の猶予を要望する場合は、実施規程第4の8の規定により実施する。

14 従事期間満了の確認

獣医師会は、従事期間満了の確認をした場合は、別記様式7号の「従事期間満了確認通知書」により獣医修学生に通知するとともに共同負担者にその旨を報告する。

15 勤務先等又は地域の変更

(1) 獣医修学生は、獣医師免許を取得後、産業動物獣医師等として業務に従事した期間が、修学資金給付期間（修学資金の給付の休止に係る期間を除く。）の4分の5（給付月額が5万円以下の場合）又は2分の3（給付月額が5万円を超え12万円以下の場合）若しくは3分の5（給付月額が12万円を超える場合）に満たない期間において、従事する勤務先又は地域等を変更するときは、獣医師会にその旨を遅滞なく届け出なければならない。

(2) (1) の変更において、従事する勤務先又は勤務地の都道府県が変更となる場合は、

事前に共同負担者の同意を得なければならない。

(3) 獣医師会は、(1)の変更の届出があった場合は、その旨を該当する共同負担者及び該当する都道府県に報告する。

(4) (1)の変更があった場合、実施規程第4の3の(5)に定める産業動物獣医師等として業務に従事した期間の算定は、変更前に従事していた期間と変更後に従事した期間を合算できる。

16 その他

(1) この事業の適正かつ円滑な執行を期するため必要がある場合は、獣医修学生及び共同負担者に対し必要事項の報告を求めることとする。

(2) この細則に定めるもののほか、この事業の執行に必要な事項については、関係機関と協議して、別に定める。

附則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

年度獣医修学生募集要望書

年 月 日

公益社団法人岐阜県獣医師会 会長理事 殿

住 所

氏 名

⑩

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

獣医師養成確保修学資金給付事業において、当 年度に下記のとおり新規獣医修学生の募集を希望するので、よろしく御配慮いただきたい。

記

1 新規獣医修学生採用希望人数 名

2 事業実施主体以外の修学資金の負担及び配属計画

配属予定の診療 施設等名	人数	共同負担予定者 の名称	左の負担月額	備 考 (氏名、大学、学年等)

(注) 1 この要望書は、就業予定先から提出してもらうものです。

2 就業を予定する者がある場合は、その氏名、在籍大学名、学年等を備考欄に記載してください。

別記様式 2 号（獣医師養成確保修学資金給付申請書）

獣医師養成確保修学資金給付申請書

年 月 日

公益社団法人岐阜県獣医師会 会長理事 殿

申 請 者 氏名 ㊞

連帯保証人 氏名 ㊞

連帯保証人 氏名 ㊞

獣医師養成確保修学資金給付事業の修学資金の給付を受けたいので、公益社団法人岐阜県獣医師会獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程細則 5 の規程により、関係書類を添えて申請します。なお、修学資金の給付を受けることとなったときは、同細則を遵守することを誓います。

記

ふりがな 氏 名			大 学	名 称 (学部、学科名)		
生年月日	年 月 日生 (歳)			入 学 年 月 日 卒業予定年月日	年 月 日 年 月 日	
本籍地	県(都道府)					
現住所及び 電話番号	〒 TEL			給付申請時の学年		第 学年
高等学校 卒業以降 の学歴等	年 月 日			事 項		
連帯保証人 (連帯保証人 のうち 1 人 は父又は母 とするこ と。)	ふりがな 氏 名	(年 月 日生)	ふりがな 氏 名	(年 月 日生)		
	本籍地	県 (都道府)	本籍地	県 (都道府)		
	現住所	〒	現住所	〒		
	電話番号	TEL	電話番号	TEL		
	職 業		職 業			
	勤務先		勤務先			
	本人と の続柄		本人と の続柄			
希望する貸与月額	イ 10 万円 (私立大学の場合 18 万円) / ロ 5 万円					

添付書類 ①推薦書 ②健康診断書 ③戸籍謄本又は住民票 ④学業成績証明書又は入学許可証
⑤主たる家計支持者 1 人の所得証明書又は源泉徴収票の写し

別記様式3号（推薦書）

推 薦 書

年 月 日

公益社団法人岐阜県獣医師会 会長理事 殿

大学
学（学部）長 ⑩

下記の者は、獣医師養成確保修学資金給付事業の修学資金の給付を受ける学生として
適当と認められるので推薦します。

記

- 1 氏名
- 2 入学年月日及び在学年次 年 月 日 第 学年

推 薦 所 見	(学業に関する状況)
	(健康に関する状況)
	(その他意見：申請者の評価、その他推薦の理由)

修学資金給付決定通知書

番 号
年 月 日

修学生番号（ ）
修学生氏名 殿

公益社団法人 岐阜県獣医師会
会長理事

⑨

年 月 日付けをもって提出された獣医師養成確保修学資金給付申請について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 氏 名

2 決 定 番 号 （ ）

3 給付予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 修学資金給付額 月額 円

5 そ の 他 この給付については以下の条件により行う。

- 一 岐阜県内において産業動物を対象に診療を行う獣医師（市町村・団体・個人開業等の診療施設に勤務）又は、家畜防疫員（都道府県等において家畜の伝染病の予防又は家畜衛生の向上等に関する業務）として従事すること。
- 二 岐阜県職員獣医師として岐阜県に勤務し、農政部又は健康福祉部（環境生活部含む）の業務に従事すること。

※条件に合わせて記載する

別記様式5号（同意書）

同 意 書

公益社団法人岐阜県獣医師会と獣医修学生 との間に締結された獣医師養成
確保修学資金給付に関する契約については、これに同意します。

年 月 日

公益社団法人岐阜県獣医師会 会長理事 殿

右法定代理人 ⑩

本人との続柄（ ）

右法定代理人 ⑩

本人との続柄（ ）

※法定代理人については、親権者とする。

別記様式6号（返還金等納付請求書）

獣医師養成確保修学資金の返還金の返還請求書

番 号
年 月 日

修学生番号 （ ）
修学生氏名 殿

公益社団法人 岐阜県獣医師会
会長理事

⑨

貴殿と交わした獣医師養成確保修学資金給付契約に基づき、修学資金の給付を行って
きましたが、契約書第 条＊の規定に基づき、下記のとおり返還金を返還されたく請
求します。（なお、請求のあった日から6か月以内に正当な理由がなく返還金の返還が
なされない場合は契約書第11条により延滞利子が付加されます。）

記

返還すべき事由	
修学資金に該当する金額	円
加 算 金 額	円
合 計	円
返 還 期 限	年 月 日まで

備考 1 不明のことがあるときは、折り返し公益社団法人岐阜県獣医師会に照会してください。

2 納付に当たっては、公益社団法人岐阜県獣医師会の下記の口座に振り込んでください。

金融機関： 銀行 支店

口座の種類：

口座番号：

名義人：

（施行上の注意：請求額算出の明細書を添付する。）

＊（注） 返還事由に応じて記入の上請求する。また、必要な項目は追加する。

別記様式7号（従事期間満了確認通知書）

従事期間満了確認通知

番 号
年 月 日

《共同負担者》 殿

《獣医修学生》 殿

公益社団法人 岐阜県獣医師会
会長理事

⑨

このことについて、 年 月 日付けで提出のあった従事期間満了確認申請書
については、申請のとおり産業動物獣医師等として業務に従事したことを確認したので
通知します。

獣医師養成確保修学資金給付契約書

公益社団法人岐阜県獣医師会会長理事（以下「甲」という。）と獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程（平成23年4月1日付け22消安第10244号消費・安全局長通知。以下「実施規程」という。）、公益社団法人岐阜県獣医師会獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程細則（以下「細則」という。）を了知した（以下「乙」という。）は、獣医師養成確保修学資金（以下「修学資金」という。）の給付について、本契約書第1条（3）の就業条件一（若しくは二※条件に合わせて記載する）の規定に基づき、次のとおり契約を締結する。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、甲及び乙が各自1通を保有する。

年 月 日

（甲）

（所在地）岐阜県岐阜市下奈良2-2-1
岐阜県福祉・農業会館内

（連絡先）058-201-1595

（名 称）公益社団法人 岐阜県獣医師会
会長理事

印

（乙）

（本 籍）

（住 所）

（連絡先）

（氏 名）

印

（乙の連帯保証人）

（本 籍）

（住 所）

（連絡先）

（氏 名）

印

（乙の連帯保証人）

（本 籍）

（住 所）

（連絡先）

（氏 名）

印

第1条 甲は、この契約書に定める各事項に従い、乙が（3）の就業条件を履行することを条件に、次のとおり乙に対して修学資金を給付するものとする。

(1) 給付額：月額 円

(2) 給付期間： 年 月から 年 月までとする。ただし、給付期間満了の1か月前までに、甲から特段の申し出がない場合は、本契約は同一条件をもって更に1年間更新されるものとし、乙が獣医師国家試験の受験資格を取得する年度までを限度とし、以後同様とする。

(3) 乙の就業条件：

- 一 岐阜県内において産業動物を対象に診療を行う獣医師（市町村・団体・個人開業等の診療施設に勤務）又は、家畜防疫員（都道府県等において家畜の伝染病の予防又は家畜衛生の向上等に関する業務）として従事すること。
- 二 岐阜県職員獣医師として岐阜県に勤務し、農政部又は健康福祉部（環境生活部含む）の業務に従事すること。

(4) 乙の連帯保証人の極度額： 円

第2条 甲は、乙の指定する口座振込みにより、修学資金を毎月1か月ずつ給付する。ただし、甲乙合意により、2か月分以上を合わせて給付することができる。

第3条 甲は、乙が不正に修学資金の給付を受けたときは、この契約を解除し、当該不正に給付を受けた修学資金に相当する額を返還させるものとする。

2 前項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、甲の指示するところにより、既に給付を受けた修学資金を返還しなければならない。

第4条 乙は、給付を受ける条件として、次の各号を履行しなければならない。

一 獣医修学生が次の各号の一に該当しないこと。

ア 退学すること。

イ 獣医学以外を専攻すること。

ウ 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められること。

エ 学業成績又は性行が著しく不良となつたと認められること。

オ その他修学資金の給付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められる。

二 獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得すること。

三 獣医師免許を取得後、1年以内又は契約書第9条に規定する返還債務の履行の猶予の限度内に産業動物獣医師等として就業予定先（獣医修学生が産業動物獣医師として就業を予定している団体等をいう。以下同じ。）に就業すること。

四 契約書第9条に規定する返還債務の履行の猶予の限度を超えて、家畜衛生等に関する技術協力で海外に派遣されないこと、又は就業予定先の都合（人事異動も含む。）により産業動物獣医師等としての業務以外の業務に従事しないこと。

五 獣医師免許を取得後、修学資金の給付期間（10（2）の給付の休止に係る期間を除く。以下同じ。）に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める係数をかけた期間（最大10年間）以上、産業動物獣医師として従事すること。

ア 修学資金の給付月額が5万円以下の給付期間 4分の5

イ 修学資金の給付月額が5万円を超え12万円以下の給付月額 2分の3

第5条 甲は、乙が留年した場合には、その学年度の修学資金の給付を行わない。

2 甲は乙が休学し、又は停学の処分を受けた場合には、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分までの修学資金の給付は行わない。

この場合において、これらの月の分として既に給付された修学資金があるときは、その修学資金は、乙が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として給付されたものとする。

第6条 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、当該事由の発生した日の属する月の翌月に給付を終了する。

- 一 修学資金の給付を受けることを辞退したとき。
- 二 死亡したとき。

第7条 甲は、乙が第4条の条件に違反した場合又は第6条（1）に該当する場合には、契約を解除することができる。乙は、このとき、いずれかの場合に該当する旨を遅滞なく甲に届け出るものとし、甲からの請求を待って、別記により算出される額の修学資金及び加算金（以下返還金という。）を甲に返還しなければならない。

第8条 乙は、第7条の規定に基づき甲から返還金の返還の請求を受けたときは、請求のあった日から6か月以内に請求された金額の全額を甲に返還しなければならない。この場合、乙が届出を怠った場合は、甲は返還すべき事由が発生した日に遡って返還請求を行うことができるものとする。ただし、災害、疾病その他やむを得ない理由により返還金を返還することが困難であると認められるときは、甲は、3年を限度として返還金の返還請求を猶予することができる。

第9条 第7条の規定にかかわらず、乙は、次の各号の一に該当することとなった場合は、累積3年を限度として（第二号にあっては、当該事由が継続する間）甲に返還金の返還債務の履行の猶予を申請することができる。この場合において、猶予期間は、産業動物獣医師等として従事した期間に算入しない。

- 一 就業予定先の都合（人事異動も含む。）により一時的に産業動物獣医師等としての業務以外の業務に従事することとなったとき。
- 二 災害、疾病その他やむを得ない理由により産業動物獣医師等としての業務に従事できないとき。
- 三 家畜衛生等に関する技術協力で海外に派遣されることとなったとき。

第10条 第7条の規定にかかわらず、乙又は乙の連帯保証人（乙と連帯して、契約の条件の不履行により生じる乙の債務を負担する者（自然人に限る。）をいう。）は、乙が死亡、事故又は心身の故障のため、産業動物獣医師等としての業務に従事することがで

きなくなった場合は、甲に返還金の全部又は一部の返還の免除を申請することができる。

2 第7条の規定にかかわらず、乙は、就業予定先の飼育動物診療施設の廃止等就業予定先のやむを得ない事情により、産業動物獣医師等として業務に従事することができなくなった場合は、甲に返還金の全部又は一部の返還の免除を申請することができる。

3 第7条の規定にかかわらず、乙は、甲及び共同負担者との合意の上で、就業予定先とは異なる就業先において産業動物獣医師等として従事しようとし、又は従事する場合は、甲に返還金の全部又は一部の返還の免除を申請することができる。

第11条 乙は、正当な理由がなく、返還金を第8条に規定する日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期日の日数に応じ、返還すべき金額につき、次の算式により計算した額の延滞利子を支払うものとする。

$$\text{延滞利子} = (\text{返還すべき金額}) \times (0.1095 \div 365) \times (\text{延滞した日数})$$

第12条 乙は、第4条の五に規定する期間を就業予定先において業務に従事した場合、甲に従事期間満了確認申請書（契-20号）を提出し、甲はこの内容を審査し、適正なことを確認したときは、従事期間満了確認通知（細則の別記様式7号）により通知する。

第13条 本契約は、元本確定期日を契約更新した日の5年以内とし、その満了の2か月前までに、甲から特段の申し出がない場合は、本契約は同一条件をもって更に5年間更新され、第7条の規定により解除されるとき、又は第4条の五に規定する期間を満了するときまで、その効力を有するものとする。

第14条 乙又は乙の連帯保証人は、契約書別表の区分欄に掲げる各号の一に該当する場合は、それぞれの各号に定める提出書を別表の注に規定する期日までに提出しなければならない。

第15条 この契約書における連帯保証人とは、乙と連帯して、契約の条件の不履行により生じる乙の債務を負担するものとする。

第16条 実施規程、細則及び本契約に定めない事項並びに本契約に関して疑義が生じた事項は、甲の指示するところによるものとする。

（注）連帯保証人の印鑑は、市町村長（特別区の区長を含む。）の登録を受けたものを使用し、その印鑑登録証明書を添付すること。

別記 1 (契約書第 7 条の加算金の計算方法)

- (1) 給付契約が解除されたとき ((2) から (4) までに掲げる場合を除く。)

修学資金の給付時ごとの金額に、当該給付をした日の属する月の翌月から、契約が解除された日又は契約解除の申し出のあった日の属する月までの期間につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した額の総和

- (2) 獣医師国家試験の受験資格を取得した日から 2 年以内に獣医師免許を取得しなかった場合

修学資金の給付時ごとの金額に、当該給付をした日の属する月の翌月から、獣医師免許を取得できなかった旨の届出があった日の属する月までの期間につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した額の総和

- (3) 獣医師免許を取得後、1 年以内又は第 9 条に規定する返還債務の履行猶予の限度内に産業動物獣医師等としての業務に従事しなかった場合

修学資金の給付時ごとの金額に、当該給付をした日の属する月の翌月から、産業動物獣医師等としての業務に従事しない旨の届出があった日の属する月までの期間につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した額の総和

- (4) 獣医師免許を取得後、産業動物獣医師等として従事した期間が、修学資金給付期間の 4 分の 5 (貸与月額が 5 万円以下の場合) 又は 2 分の 3 (貸与月額が 5 万円を超え 12 万円以下の場合) 若しくは 3 分の 5 (貸与月額が 12 万円を超える場合) に相当する期間に満たなかったとき又は満たす前に第 9 条に規定する返還の猶予の限度を超えて第 9 条の一号又は三号に該当した場合。

修学資金の給付時ごとの金額に、当該給付をした日の属する月の翌月から、修学資金の貸与が終了した日の属する月までの期間につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した額の総和に以下の率を乗じて得た金額

$$\text{修学資金給付総額} \times 1 \left[\frac{\text{産業動物獣医師等として従事した月数}}{\text{修学資金を給付した月数に係数を掛けた期間 (※)}} \right]$$

(※) 修学資金を給付した月数に係数を掛けた期間 = 給付月額 5 万円以下を給付した月数 $\times 5 \div 4$ + 給付月額 5 万円を超え 12 万円以下を給付した月数 $\times 3 \div 2$ + 給付月額 12 万円を超えて給付した月数 $\times 5 \div 3$

(注 1) 産業動物獣医師等として従事した月数は、従事し始めた日の属する月から、最終の従事日の属する月までとする。

(注2) 第9条に規定する返還債務の履行猶予の限度を超えて、就業予定先の都合（人事異動も含む。）により産業動物獣医師等としての業務以外の業務に従事することとなったときは、「修学資金の給付総額」を「事業実施主体が負担した修学資金の給付総額」とする。

(注3) 算出した修学資金に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別記 2（契約書第 7 条の返還金の計算方法）

（１） 修学資金

$$\text{修学資金給付総額} \times \left[1 - \frac{\text{産業動物獣医師等として従事した月数}}{\text{修学資金を給付した月数に係数を掛けた期間（※）}} \right]$$

（※）修学資金を給付した月数に係数を掛けた期間＝ 給付月額 5 万円以下を給付した月数× 5 ÷ 4 ＋ 給付月額 5 万円を超え 1 2 万円以下を給付した月数× 3 ÷ 2 ＋ 給付月額 1 2 万円を超えて給付した月数× 5 ÷ 3

（注 1）産業動物獣医師等として従事した月数は、従事し始めた日の属する月から、最終の従事日の属する月までとする。

（注 2）第 9 条に規定する返還債務の履行の猶予の限度を超えて、就業予定先の都合（人事異動も含む。）により産業動物獣医師等としての業務以外の業務に従事することとなったときは、「修学資金の給付総額」を「事業実施主体が負担した修学資金の給付総額」とする。

（注 3）算出した修学資金に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（２） 加算金

修学資金の給付時ごとの金額に、給付をした日の属する月の翌月から、修学資金の給付が終了した日の属する月までの期間につき、年 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した額の総和に、（１）の [] 内の率を乗じて得た金額

契約書 14 条の別表

区 分	届 出 書 名	別記様式 番号
1 契約者本人又は連帯保証人の住所・氏名・連絡先等が変更したとき	住所・氏名等変更届	契－1
2 進級したとき	進級届	契－2
3 留年したとき又は留年後進級したとき	留年届又は 留年後進級届	契－3
4 休学したとき又は休学後復学したとき	休学届又は 休学後復学届	契－4
5 停学処分を受けたとき又は停学処分後復学したとき	停学届又は 停学後復学届	契－5
6 退学したとき	退学届	契－6
7 修学資金の給付を辞退するとき	辞退届	契－7
8 獣医学を専攻しなくなったとき	専攻中止届	契－8
9 大学を卒業した年次の獣医師国家試験で獣医師免許を取得しなかったとき	卒業年次の免許 未取得届	契－9
10 大学を卒業した翌年次の獣医師国家試験で獣医師免許を取得しなかったとき	卒業翌年次の免許 未取得届	契－10
11 獣医師免許取得後 1 年以内に産業動物獣医師等として業務に就業しないこととなったとき	業務未就業届 (産業動物獣医師等として 業務に未就業の場合)	契－11
12 修学資金給付期間の 4 分の 5 又は 2 分の 3 若しくは 3 分の 5 の期間満了前に産業動物獣医師等として業務に従事しないこととなったとき	業務非従事届 (産業動物獣医師等の業務 に従事後、非従事となっ た場合)	契－12
13 産業動物獣医師等として業務に就業し始めたとき	業務就業届	契－13
14 産業動物獣医師等として業務に従事しているとき	業務従事状況届	契－14
15 勤務先（所属）、業務内容を変更したとき	勤務先・業務内容変更届	契－15
16 勤務先を変更するときに、法人又は都道府県が変更となる場合	勤務先・地域変更の同意書	契－16
17 契約書第 8 条に相当し、返還金の返還猶予を申請する場合	返還金の返還猶予申請書	契－17
18 契約書第 9 条に相当し、返還金の返還債務の履行の猶予を申請する場合	返還金の返還債務履行 猶予申請書	契－18
19 契約書第 9 条に相当し、返還金の全部の返還免除を申請する場合	返還金の全部の返還免除 申請書	契－18
20 契約書第 9 条に相当し、返還金の一部の返還免除を申請する場合	返還金の一部の返還免除 申請書	契－19
21 修学資金給付期間の 4 分の 5 又は 2 分の 3 若しくは 3 分の 5 に相当する期間、産業動物獣医師等として業務に従事し、従事期間満了の確認を求める場合	従事期間満了確認申請書	契－20

- 注) 1 2 及び 3 の届出は、修学資金の給付間中、毎年度 4 月 15 日までに提出すること。
2 14 の届出は、従事期間満了確認申請書を提出するまでの間、毎年度末に提出すること。
3 その他の届出又は申請書は、届出又は申請すべき事由が生じた都度遅滞なく提出すること。
4 契約書 14 条の別表に掲げる各種届出等については、契－16 を除き契約者本人（契約者本人が死亡等による届出を除く。）自筆とする。

別記様式契－１号（住所・氏名等変更届）

住所・氏名等変更届

年 月 日

公益社団法人岐阜県獣医師会 会長理事 殿

修学生番号（ ）

住 所

電話番号（携帯可）

氏 名

⑩

私
下記のとおり の住所（氏名）を変更しましたので、届け出ます。
連帯保証人

記

変 更 事 項		変 更 前	変 更 後
本人の 場 合	ふりがな 氏 名		
	現 住 所	〒	〒
	電 話 番 号	TEL	TEL
連 帯 保 証 人 の 場 合	氏 名	(年 月 日生)	(年 月 日生)
	本 籍 地	県（都道府）	県（都道府）
	現 住 所	〒	〒
	電 話 番 号	TEL	TEL
	職業・勤務先		
	本人との続柄		
変更の事由			

（注）本人又は連帯保証人の姓名が変わった場合は、戸籍抄本を添付してください。

別記様式契－２号（進級届）

進 級 届

年 月 日

公益社団法人岐阜県獣医師会 会長理事 殿

修学生番号（ ）

住 所

電話番号（携帯可）

氏 名 ⑩

下記のとおり進級しましたので、届け出ます。

記

1 氏名

2 在籍大学名等 大学 学部 学科

3 進級した学年及び進級年月日 第 学年 年 月 日

大学 学（学部）長 殿

氏名 ⑩

獣医師養成確保修学資金給付を受けるため必要がありますので、上記のことについて証明されたくお願いします。

.....
上記のことについて証明する。

年 月 日

大学

学（学部）長 ⑩

（注）この届出は修学資金の給付を受けている期間中、毎年度４月１５日までに提出してください。

留 年 届（留 年 後 進 級 届）

年 月 日

公益社団法人岐阜県獣医師会 会長理事 殿

修学生番号（ ）

住 所

電話番号（携帯可）

氏 名 ⑩

下記のとおりに
留年
留年後進級
しましたので、届け出ます。

記

1 氏名

2 在籍大学名等 大学 学部 学科

3 留年期間及び留年した学年

年 月 日から 年 月 日まで 第 学年
(留年後進級した年月日及び学年 年 月 日 第 学年)

大学 学（学部）長 殿

氏名 ⑩

獣医師養成確保修学資金給付手続のため必要がありますので、上記のことについて証明されたくお願いします。

.....
上記のことについて証明する。

年 月 日 大学

学（学部）長 ⑩

別記様式契－４号（休学届（休学後復学届））

休学届（休学後復学届）

年 月 日

公益社団法人岐阜県獣医師会 会長理事 殿

修学生番号（ ）

住 所

電話番号（携帯可）

氏 名 ⑩

休学

下記のとおり しましたので、届け出ます。

休学後復学

記

1 氏名

2 在籍大学名等 大学 学部 学科 第 学年

3 休学期間 年 月 日から 年 月 日まで
（休学後復学した年月日及び学年 年 月 日 第 学年）

大学 学（学部）長 殿

氏名 ⑩

獣医師養成確保修学資金給付手続のため必要がありますので、上記のことについて証明されたくお願いします。

.....
上記のことについて証明する。

年 月 日 大学

学（学部）長 ⑩

（注）休学する理由書を添付してください。

別記様式契－５号（停学届（停学後復学届））

停学届（停学後復学届）

年 月 日

公益社団法人岐阜県獣医師会 会長理事 殿

修学生番号（ ）

住 所

電話番号（携帯可）

氏 名 ⑩

停学処分を受けましたので、
下記のとおり 届け出ます。
復学しましたので、

記

1 氏名

2 在籍大学名等 大学 学部 学科 第 学年

3 処分の事由

4 処分の期間 年 月 日から 年 月 日まで
(停学処分後復学した年月日及び学年 年 月 日 第 学年)

大学 学（学部）長 殿

氏名 ⑩

獣医師養成確保修学資金給付手続のため必要がありますので、上記のことについて
証明されたくお願いします。

.....
上記のことについて証明する。

年 月 日

大学

学（学部）長

⑩

（注）停学処分を受けた理由書を添付してください。

別記様式契－6号（退学届）

退 学 届

年 月 日

公益社団法人岐阜県獣医師会 会長理事 殿

修学生番号（ ）

住 所

電話番号（携帯可）

氏 名

㊞

下記のとおり退学しましたので、届け出ます。

記

1 氏名

2 退学前の在籍大学名等

大学

学部

学科

第 学年

3 退学年月日

年 月 日

大学 学（学部）長 殿

氏名

㊞

獣医師養成確保修学資金の給付契約解除手続のため必要がありますので、上記のことについて証明されたくお願いします。

.....
上記のことについて証明する。

年 月 日

大学
学（学部）長

㊞

（注）退学する理由書を添付してください。

別記様式契－7号（辞退届）

辞 退 届

年 月 日

公益社団法人岐阜県獣医師会 会長理事 殿

修学生番号（ ）

住 所

電話番号（携帯可）

氏 名 ⑩

下記のとおり辞退しますので、届け出ます。

記

1 氏名

2 在籍大学名等 大学 学部 学科
第 学年

大学 学（学部）長 殿

氏名 ⑩

獣医師養成確保修学資金の給付契約解除手続のため必要がありますので、上記のことについて証明されたくお願いします。

.....
上記のことについて証明する。

年 月 日 大学

学（学部）長 ⑩

（注）辞退する理由書を添付してください。

獣医学専攻中止届

年 月 日

公益社団法人岐阜県獣医師会 会長理事 殿

修学生番号（ ）

住 所

電話番号（携帯可）

氏 名 ⑩

下記のとおり獣医学を専攻しなくなりましたので、届け出ます。

記

1 氏名

2 専攻中止学部学科及び学年 大学 学部 学科
第 学年

3 専攻中止年月日 年 月 日

大学 学（学部）長 殿

氏名 ⑩

獣医師養成確保修学資金の給付契約解除手続のため必要がありますので、上記のことについて証明されたくお願いします。

.....
上記のことについて証明する。

年 月 日 大学

学（学部）長 ⑩

（注）獣医学専攻を中止する理由書を添付してください。

別記様式契－ 9 号（卒業年次の免許未取得届）

卒業年次の獣医師免許未取得届

年 月 日

公益社団法人岐阜県獣医師会 会長理事 殿

修学生番号（ ）

住 所

電話番号（携帯可）

氏 名

印

下記のとおり獣医師免許を取得できなかったもので、届け出ます。

記

1 卒業した大学名等 大学 学部 学科

2 卒業年月日 年 月 日 卒業証書の記号番号（ ）

3 獣医師免許未取得の事由

年度獣医師国家試験 不合格

受験せず

合格したが未登録

（事由： ）

4 翌年度における国家試験受験の意志 有 ・ 無

（注） この届は、大学を卒業した年に獣医師免許の取得をしなかった場合に提出してください。

別記様式契－１０号（卒業翌年次の免許未取得届）

卒業翌年次の獣医師免許未取得届

年 月 日

公益社団法人岐阜県獣医師会 会長理事 殿

修学生番号（ ）

住 所

電話番号（携帯可）

氏 名 ⑩

下記のとおり獣医師免許を取得できなかったもので、届け出ます。

記

1 卒業した大学名等 大学 学部 学科

2 卒業年月日 年 月 日

3 獣医師免許未取得の事由

年度獣医師国家試験 不合格

受験せず

合格したが未登録

その他

（事由： ）

（注）この届は、大学を卒業した翌年に獣医師免許の取得をしなかった場合に提出してください。

業 務 未 就 業 届

年 月 日

公益社団法人岐阜県獣医師会 会長理事 殿

修学生番号（ ）

住 所

電話番号（携帯可）

氏 名 ⑩

このことについて、下記のとおり届け出ます。

記

1 産業動物獣医師等として業務に就業しないこととなった事由

2 獣医師免許証の番号

（以下は該当する場合に記入してください。）

3 勤務先等

名称

所在地

主たる業務の内容

4 今後、産業動物獣医師等として業務に就業する意志 有 ・ 無

（注）この届は、獣医師免許取得後、1年以内に産業動物獣医師等として業務に就業しなくなった場合に提出してください。

なお、産業動物獣医師等として業務に従事しないこととなった事由は、詳しく記入してください。（別紙記載可。）

業 務 非 従 事 届

年 月 日

公益社団法人岐阜県獣医師会 会長理事 殿

修学生番号（ ）

住 所

電話番号（携帯可）

氏 名 ⑩

下記のとおり産業動物獣医師等として業務に従事しないこととなりましたので、届け
出ます。

記

1 産業動物獣医師等として業務に従事しないこととなった事由

2 新たな就業先等

名 称

所在地

主たる業務の内容

3 産業動物獣医師等として従事していた期間と就業先

年 月 日 ～ 年 月 日	就 業 先	診療・非診療の別
1		
2		
3		
4		
5		

（注） 1 従事していた勤務先が発行する就業期間等を記した証明書を添付してください。

2 産業動物獣医師等として業務に従事後、非従事となった場合に提出してください。

なお、産業動物獣医師等として業務に従事しないこととなった事由は、詳しく記入し
てください。（別紙記載可。）

業 務 就 業 届

年 月 日

公益社団法人岐阜県獣医師会 会長理事 殿

修学生番号（ ）

住 所

電話番号（携帯可）

氏 名 ⑩

下記のとおり産業動物獣医師等として業務に就業しましたので、届け出ます。

記

1 卒業及び獣医師免許取得年月日

大学卒業 年 月 日

獣医師免許取得 年 月 日（免許番号 ）

2 勤務先： 名 称

所属部課

所 在 地

3 就業年月日： 年 月 日

4 就業期間における主たる従事業務の内容：

上記のとおり相違ないことを証明します。

勤務先の長

⑩

（家畜保健衛生所所長

⑩ ）

（注） 1 この届は、卒業後初めて産業動物獣医師等として業務に就業するとき、又は猶予後に業務に復帰するときに提出してください。

2 地方公共団体、農業協同組合、同連合会、農業共済組合、同連合会等の診療機関等に勤務する場合には勤務先の長の証明を、また、それ以外の診療所に勤務する場合又は個人開業の場合には、当該診療施設の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の証明を受けて提出してください。

業 務 従 事 状 況 届

年 月 日

公益社団法人岐阜県獣医師会 会長理事 殿

修学生番号（ ）

住 所

電話番号（携帯可）

氏 名 ⑩

年度における産業動物獣医師等としての業務の従事状況について、下記のとおり届け出ます。

記

1 勤務先 名 称
所属部課
所 在 地

2 従事期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

3 その他
2の従事期間中の休職又は停職の有無 有 ・ 無
(休職又は停職の期間 年 月 日 から 年 月 日まで)

上記のとおり相違ないことを証明します。

勤務先の長

⑩

(家畜保健衛生所所長

⑩)

(注) 1 この届は、契約書第4条に定める期間を満了するまでの間、毎年度末に提出してください。

2 地方公共団体、農業協同組合、同連合会、農業共済組合、同連合会等の診療機関に勤務する場合は勤務先の長の証明を、また、それ以外の診療所に勤務する場合又は個人開業の場合には、当該診療施設の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の証明を受けて提出してください。

勤務先・業務内容等変更届

年 月 日

公益社団法人岐阜県獣医師会 会長理事 殿

修学生番号（ ）

住 所

電話番号（携帯可）

氏 名 ⑩

勤務先

年 月 日付けで 所属部課 が変わったので届け出ます。

業務従事内容

記

変更事項	変 更 前	変 更 後
勤 務 先 所属部課 所 在 地		
従事内容		

（注）変更後の欄には変更のあった事項のみ記入する。

上記のとおり相違ないことを証明します。

勤務先の長 ⑩

（家畜保健衛生所所長 ⑩ ）

（注） 1 この届は、契約書第４条に定める期間を満了するまでの間、変更のあった都度提出してください。

2 地方公共団体、農業協同組合、同連合会、農業共済組合、同連合会等の診療機関に勤務する場合は勤務先の長の証明を、また、それ以外の診療所に勤務する場合又は個人開業の場合には当該診療施設の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の証明を受けて提出してください。

3 変更に伴って従事する勤務先又は勤務地の都道府県が変更となる場合は、事前に別記様式契－１６号により共同負担者の同意を得、添付して提出してください。

別記様式契－１６号（勤務先・地域変更の同意書）

番 号
年 月 日

公益社団法人岐阜県獣医師会 会長理事 殿

共同負担者名 ㊟

勤 務 先 ・ 地 域 の 変 更 に つ い て

獣医修学生（獣医修学生番号） が下記のとおり 年 月 日付で
勤務先又は勤務地域が変更となることについては同意します。

記

変更事項	変 更 前	変 更 後
勤 務 先		
地 域		

（注）変更後の欄には変更のあった事項のみ記入する。

獣医師養成確保修学資金の返還金の返還猶予申請書

年 月 日

公益社団法人岐阜県獣医師会 会長理事 殿

修学生番号（
住 所
電話番号（携帯可）
氏 名

印

下記の事由により返還金の返還の猶予を受けたいので、承認されたく申請します。

記

猶予申請の事由	
猶 予 申 請 期 間	年 月から 年 月まで（ か月間）

（注）猶予申請の事由には、今後の産業動物獣医師等としての業務への復帰の見込みについても記入するとともに、猶予申請の事由を証する書面等を添付してください。

獣医師養成確保修学資金の返還金の返還債務履行猶予申請書

年 月 日

公益社団法人岐阜県獣医師会 会長理事 殿

修学生番号（
住 所
氏 名

下記の事由により返還金の返還債務の履行の猶予を受けたいので、承認されたく申請
します。

記

猶予申請の事由	
猶 予 申 請 期 間	年 月から 年 月まで（ か月間）

(注) 猶予申請の事由には、今後の産業動物獣医師としての業務への復帰の見込みについても記
入するとともに、猶予申請の事由を証する書面等を添付してください。

別記様式契－１９号（返還金の全部の返還免除申請書）

獣医師養成確保修学資金の返還金の全部の返還免除申請書

年 月 日

公益社団法人岐阜県獣医師会 会長理事 殿

修学生番号（ ）

住 所

電話番号（携帯可）

氏 名 ⑩

（本人死亡の場合は連帯保証人）

住 所

氏 名 ⑩

下記の事由により返還金の全部の返還の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

免除を申請する事由

免除を申請する事由				
獣医修学生 の氏名	決 定 番 号		ふりがな 氏 名	

（注）免除の事由を証する医師の診断書等の証明書を添付してください。

別記様式契－ 2 0 号（返還金の一部の返還免除申請書）

獣医師養成確保修学資金の返還金の一部の返還免除申請書

年 月 日

公益社団法人岐阜県獣医師会 会長理事 殿

修学生番号（
住 所
電話番号（携帯可）
氏 名

印

下記の事由により返還金の一部の返還の免除を受けたいので、申請します。

記

返還金等の一部の免除を申請する事由	
免除を受けようとする返還金等の額	円

（注）免除を受ける事由を証する書面を添付してください。

別記様式契－ 2 1 号（従事期間満了確認申請書）

従事期間満了確認申請書

年 月 日

公益社団法人岐阜県獣医師会 会長理事 殿

修学生番号（ ）

住 所

電話番号（携帯可）

氏 名 ⑩

下記のとおり、契約書第 1 2 条に定める期間を産業動物獣医師等として業務に従事したので、確認を申請します。

記

獣医修学生 の氏名	決 定 番 号		ふりがな 氏 名	
修 学 資 金 の 給 付 期 間	年 月 から 年 月 まで か月間			
修 学 資 金 の 給 付 月 額				
所 属 診 療 機 関 等 の 名 称		診 療 業 務 従 事 期 間		
1		年 月 日～ 年 月 日		
2		年 月 日～ 年 月 日		
3		年 月 日～ 年 月 日		
4		年 月 日～ 年 月 日		
5		年 月 日～ 年 月 日		
6		年 月 日～ 年 月 日		
		(合計従事期間 年 か月)		

(注) 従事していた勤務先が発行する就業期間等を記した証明書を添付してください。